

第 174 回

府中市建築審査会議事録要旨

平成28年2月19日開催

平成28年2月19日開催第174回府中市建築審査会に上程された議案について、審議の結果議事録のとおり議決された。

(参考) 審議概要

1 日 時 平成28年2月19日(金)午後2時55分～午後3時48分

2 場 所 府中市役所西庁舎3階第4委員会室

3 審議内容

(1) 同意議案 2件

第18号議案

建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可

(敷地と道路の関係)

第19号議案

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可

(道路内の建築制限)

(2) 報告 1件

報告第13号

建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可 [一括許可]

(敷地と道路の関係)

4 出席委員 会 長 1名

委 員 3名

5 出席職員 都市整備部まちづくり担当参事

建築指導課長

建築指導課課長補佐

建築指導課 管理係 係長

建築指導課 審査係 技術職員 2名

建築指導課 管理係 主任

6 傍聴人 なし

開 会

午後2時55分

事務局 では、ただいまより、第174回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。

開催にあたりまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美よりご挨拶を申し上げます。

まちづくり担当参事 委員の皆様、こんにちは。都市整備部まちづくり担当参事の深美でございます。本日は大変お忙しい中を当審査会にご出席を賜りありがとうございます。

本日、ご審議をいただきます案件といたしましては、建築基準法第43条第1項ただし書に基づきます同意案件が1件、同じく第44条第1項第2号の規定に基づきます同意案件が1件、そして、一括許可同意の報告案件が1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議長、よろしくお願いいたします。なお、本日、傍聴人はございません。

議長 それでは、第174回府中市建築審査会を開催いたします。

議題に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点目は、本日、委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会は有効に成立していただいております。

2点目は、府中市建築審査会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、建築基準法の規定に基づく同意の求めがありました。これに伴い、特定行政庁より許可申請書の写し一式の送付がありましたので、こちらに用意しております。図面等詳細な事項の確認はこちらでできますので、必要があればお申し出願います。

続きまして、本日の審査会議事録への署名人の指定を行いたいと存じます。

府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に、会長及び会議において定めた委員一名が署名することとなっております。

今回は古川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、日程1の「建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可」の審査につきまして事務局より第18号議案の説明をお願いいたします。

特定行政庁 それでは第18号議案につきまして、ご説明させていただきます。

1 ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で18と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立第 中学校の 側付近です。

3 ページをご覧ください。申請者は さん、 さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 丁目 番 、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。案内図及び配置図でございます。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

5 ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、 側及び側の法第42条第2項道路の間の現況幅員が3.21から3.46メートル、延長距離が37.30メートルの道で、道に関する協定書が全員の承諾により締結されております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は 側の法第42条第2項道路を側から見た状況、写真 は の法第42条第2項道路から道を見た状況、写真 は道から申請地を見た状況、写真 は 側の法第42条第2項道路から道を見た状況、写真 は道から申請地を見た状況、写真 は申請地前面から 側を見た状況、写真 は 側の法第42条第2項道路を 側から見た状況。

6 ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した 番 及び 番 です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色した部分で、関係地番を赤枠で示しております。なお、図面の左側の - の前面の協定が結ばれた道と法第42条第2項道路の隅切り部において、協定の範囲内にもう一つ点線がありますが、削除漏れによる記載間違いによるものです。申しわけございませんでした。

7 ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

それでは3ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準1に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、道となる部分（ 番 及び同番 の各一部）について、不動産登記簿上の地目を公衆用道路として分筆登記し、当該部分をアスファルト舗装等により道路状に整備し、維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。

委員 6ページの - の地番で、4ページの枝番 番のお宅は個別許可という形で既に取ってあるんですか。4ページの枝番 番のお宅はどのようにして家が建たれているんですか。

特定行政庁 ただいまのご質問の案内図におきまして、当該申請地の前面の枝番 番の建物でございますけれども、府中市に残っている記録から調査をしたところ、特に建築確認を取得した経過等は確認することができませんでした。

以上でございます。

委員 そうすると、4ページの申請地の両隣とも別の道で接道している。またお向かいには、枝番 番はともかくとして、その両側も別の道で接道しているという状況の中で、確保することが今後は困難なことも予想されるのでしょうか。それとも、それぞれの建築確認が出てきた段階で指導できるのでしょうか。

特定行政庁 ただいまの申請地でございますが、委員ご指摘のとおり、枝番 番さん以外の 側及び 側の2項に接続している4軒のお宅につきましては、現在接道が取れているということでございますので、建築確認申請上はそれぞれの2項道路に接道して建築確認を取得することができるというふうになってございますが、このたび、このような形で道に関する協定が結ばれてございます。こういったことから、今後は建て替えの際に、 の道路の後退線に基づきまして道が広がってまいります。また、枝番 番の 側のお宅で 番という枝番のところでございますが、こちらにつきまし

ては現在建築確認申請が提出されておまして、ここについては、建主さんがこの協定に署名されてございます。道路部分についても後退した形で確認申請がされているところでございますので、今後も接続する、黄色の部分が接道する、現在接道が取れているお宅につきましても、道づくりについて特定行政庁として指導をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 隅切りも含めてですか。

特定行政庁 ご指摘の隅切りの部分、写真でいいますと、5ページの 番の写真の部分となつてございまして、現在石積みがされておまして隅切りが取れておりません。こちらにつきましても、確認申請が今回の協定の前に取得されておまして、ここにつきましては敷地の一部として算入されているところでございます。こういったところについても、現在、建主さんにお話をさせていただいて、隅切りの形状をつくっていただけないかということをお願いをしているところでございます。

以上です。

議長 直線の部分は後退しますよということで、まだ隅切りについては、そういう話は出てないということですね。

特定行政庁 本件につきましては、当該道については隅切り、それから道の協定線、セットバック部分を含めて、将来にわたって道を確保するという協定が既に民間で結ばれておりますので、それに基づいて、今後道の形態は隅切り、それからセットバックも含めて、この5ページの線形になることが、これは協定で確約されているということになります。ですから、それに基づいて建築計画も施主さんのほうで建てられるというふうに認識しております。

以上でございます。

委員 今ので大変理解できたんですけど。道の境界線が破線になっていまして、隅切りが実線になっているんですけども、要するに両方とも協定が交わされていて将来的にはこうなるという、そういう線というふうにとらえてよろしいんですか、線の種類は違いますけれども。

特定行政庁 はい。これ表記がわかりにくいんですけども、両方とも同じ位置づけになります。

委員 そうしたら、協定線であれば点線で統一していただければよろしいかと思えます。

特定行政庁 はい。申しわけございません。ちなみに、側の上の部分ですが、こちらについては、隅切りはご協力いただけないという形になっております。

委員 いただけない、確認申請もされてない。

委員 6ページの - のところで、5ページを見ると、白黒の旗竿がありますが、これは道路状にまだなっていないということでしょうか。今後それもやっていくということでしょうか。

特定行政庁 ただいまの6ページの - の部分でございますが、側の道路後退部分につきましても、1ページ戻っていただきまして、5ページの写真で確認できるかと思えます。現在、住宅が建っております、図面のとおりコンクリートブロック塀がまだございます。ということは、こちらについては後退がされてないというふうになっていると思えます。今後、確認申請が提出された際、再建築など建て替え等におきましては、2項道路を後退して建築されるということで認識しております。

以上です。

議長 - の敷地の と に無番地ですか、公有地が入っているみたいに見えるんですけども、これは敷地、5ページで見ると敷地と一体ですね、これは市の。

特定行政庁 ご指摘の6ページの - が側の道路とカギ状になってございます。ここに接続いたしまして、 - 、 - という地番がございまして、当初これも含めまして赤道ということございまして。 - と - につきましましては、隣接者に払い下げを行ったという経過がございまして、もしかしたらこの - の側の部分についても、払い下げという可能性はあるのかと認識してございます。現在のところ無地番の公道ということでございます。

委員 これ舗装がされていないですね。それでこれ、こういう形で協定が結ばれていて、どんどん道路になっていくような状態になったときに、アスファルトにしていく、そういう形で担保していくということでしょうか、空間的に。

特定行政庁 写真がわかりやすいでしょうか、現在、砂利状の道路になってございます。しかしながら今回、敷地内の部分につきましてはアスファルト簡易舗装ということでございますので、部分的に道路の舗装をしながら最終的には全体的な簡易舗装がされていけばいいなということでは思っているところでございます。

以上です。

議長 この当該部分はアスファルトにというのは、あくまで自分の下がった部分だけと

ということですか。

特定行政庁 敷地内の後退した部分のみということでございます。

議長 L型はできないんでしょう。L型はいっぺんにできないでしょう、市がやらないと。

特定行政庁 失礼いたしました。修正させていただきます。申請者の所有している道の部分も含めまして舗装していくということございまして、後退部分の見切りというか敷地との境界線につきましても、府中市等で明確に表示をいたしていく予定でございます。

議長 申請者が所有しているというと、道の真ん中まで、道の真ん中まで舗装するということですか。

特定行政庁 答弁を一部修正させていただきます。今回、この黄色の部分、6ページの黄色の道の部分ですけども、当該申請者がセットバックする部分と、それから現況道の部分につきましては、全部、当該申請者がアスファルト舗装するというようなことになっておりますので、それ以外のところについては、今後セットバック部分をそれぞれの皆さんが建て替えする際にアスファルト舗装していただくというような形で、将来的に簡易アスファルト舗装の道になります。ただ、L型までは、やはりその費用負担がかなり大きな負担となってまいりますので、そこまでは現時点では求めてはいたしません。

議長 道路のセンターまでということですか。

特定行政庁 今回は全部やります。

議長 全面、道の状態のところ全部。

特定行政庁 現況、道のところ全部です。実際、先日現場に行ったとき、もう既に砂利を敷いて工事の途中でありました。

議長 そうすると、今は関係ない人まで資金を出して。

特定行政庁 そこまでは確認はできていませんが、ただ、これかなり近隣の関係がうまくいっているのかなということがあって、周辺の方々が非常にご協力的に隅切りまで確保していただけるということですので、この物件は非常に稀なケースだなというふうに思います。

議長 これを機会に全部舗装しちゃえと、こういうことですね。

委員 それで - の方までが負担しているんですね。

特定行政庁 通常でしたら、先ほど話したように自分のところまで、センターまでというような形になってしまうんですけど、なかなか全額負担していただけるケースというのは、

委員 おわかりになっている範囲で結構なんですけれども、ここセットバックされるということで、ここの道には電柱が何本か立っていると思うんですけども、その電柱についても位置を移動されとかということは特に予定はされてないですか。電柱は土地の権利者の方が東京電力と、どこの会社が電柱を立てているかはあれですけど、使用料という形で払って契約されていると思うんですけども、年間で。やっぱり電柱が立っている限りセットバックしても余り意味がないというか。

特定行政庁 電柱の移設、番と 番の写真にもございますが、現況道の部分に電柱があるわけなんですけど、この電柱を移設するという話になりますと、基本的には自己都合というか、東電との民民の契約ですので、費用負担の部分はわからないですけども、なかなかこれの移設というところまでは、今は指導していないところです。といいますのは、例えば、市道であっても、写真 番をご覧いただきたいんですが、道路上に電柱、道路を占有するような形で東電柱が立っているわけなんです。府中の場合ですと、ほとんどの電柱というのは道路占有をして道路上に立っていますので、今委員さんがおっしゃられたような、実質4メートルない道というのが通常このような形でございますので、なかなかその市道ですら、こういう状況なのにもかかわらず43条ただし書において、自分の敷地内、道じゃなくて敷地内に電柱を移設しなければならないというところまでは、そこまでは指導できないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 現況そういうことですね、どこでも。ぎりぎりここもL型の中まで立っている、電柱を含んでL型ができちゃっているんですね。

特定行政庁 そうです。なかなか電柱、市道ですら電柱を敷地内に入れなさいということはないものですから。府中ですと、電柱が道路上にあるというのが一般的なパターンです。

委員 道路の占有許可を取って電柱を道路上に立てると、占有許可を出していると。今回の場合、セットバックするわけですね。だから、ちょっと電柱も同じようにセットバックするご予定があるのかどうかということをお伺いしたかったんですけども、

市民の契約ですので、そこまでは行政が立ち入れないということもよく承知しております。

議長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして採決を行いたいと思います。

第18号議案につきまして、原案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、原案のとおり同意することといたします。

続きまして、「建築基準法第44条第1項第2号の規定に関する個別許可」の審査につきまして、事務局から第19号議案の説明をお願いいたします。

特定行政庁 それでは第19号議案につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は緑の丸で表示し、引き出し線で19と示しておりますが、府中市の 部で、西武鉄道多摩川線 駅の駅前広場の中です。

12ページをご覧ください。申請者は、 株式会社、申請の要旨は路線バスの停留所の上屋の新築、適用条文は建築基準法第44条第1項第2号です。敷地は、府中市 町 丁目 番、用途地域は第一種中高層住居専用地域です。建築物の概要につきまして、構造及び階数は鉄骨造、地上1階建て、その他は議案書記載のとおりです。

13ページから15ページまでは、許可申請書第一面から第三面の写しとなっております。

16ページをご覧ください。申請者からの許可申請の理由書でございます。申請の理由でございますが、 駅 側にある駅前広場内に、バスの利用者の待合の際の日射を和らげ、風雨をしのぐため、バス停留所の上屋を新たに建築するものです。また、上屋の柱や屋根は通行者の通行に支障とならないよう計画しています。

18ページをご覧ください。案内図です。申請地はほぼ中央、赤枠で示した市道多摩駅東通りの道路内の計画となっております。

19ページをご覧ください。用途地域図です。申請地はほぼ中央、赤枠で示した部分第一種中高層住居専用地域となっております。

20ページをご覧ください。周辺状況図です。申請地の周辺状況でございますが、申請地の 側は 駅及び線路敷きとなっており、駅前広場周辺には物販店舗や共同住宅、一戸建ての住宅等が建ち並んでおります。

21ページをご覧ください。周辺現況写真です。写真の番号及び撮影方向を示しております。写真 は申請地 側を車道から見た状況、写真 は申請地 側を歩道から見た状況、写真 は申請地 側を歩道から見た状況です。

22ページをご覧ください。配置図及び立面図です。上の配置図をご覧ください。申請建築物を赤枠の線で示しております。申請建築物は、市道多磨駅東通りの道路区域内で、歩道部分に配置し、構造は片持ち柱架構とし、2本の柱は車道側に寄せるとともに、梁下は2.5メートル以上空間を確保することで、歩行者及び自転車の通行帯を確保するよう計画しております。下の立面図を御覧ください。上屋 側に既存のバス時刻表があります。 バス及び市のコミュニティバスのちゅうバスが乗り入れているため、それぞれの時刻表が設置されております。

21ページにお戻りいただきまして、写真 をご覧ください。写真 の中央にあります街灯及び乗り越え防止柵について、街灯は今回設置する上屋の屋根に干渉することから 側に移設をします。また、乗り越え防止柵は、バスの乗降の際に支障となるため上屋の設置にあわせて撤去を行います。

23ページをご覧ください。平面図及び断面図です。建築物に使用する材質は柱及び梁は鉄骨、屋根材は透光性を有し飛散しにくい屋根材料とし、防火地域及び準防火地域内において使用できる認定を受けているものです。

それでは12ページにお戻りいただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、次の理由から公益上必要であり、また、通行上支障がないと認められるため許可したいと考えております。

- 1 バス停留所上屋は路線バスの利用者の待合のために設置するもので、利用者の利便性の確保、雨天時の乗降時間短縮のための施設である。
- 2 上屋は周囲には歩行者が有効に通行できる空間が確保されている。
- 3 構造は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊等により公衆に危険を与える恐れがない。

なお、交通管理者である警視庁府中警察署長に、交通安全上の支障がない旨を確認しており、また、道路管理者である府中市管理課からも、道路管理上の支障がない旨を確認しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします

す。

委員 21ページの と 番の写真で、電燈の高さというのは梁よりも低いんですか、このままなんですか。

特定行政庁 ご質問の写真、 でちょうどバス停の横に街路灯が既存でございます。

こちらにつきましては、赤枠で示させていただいているバス停上屋の部分に干渉いたしますので、この駅前広場の街路灯につきましては、 側、図面でいきますと、赤い斜線で示した建築物の投影部分の右側、 側に移設するというでございます。移設先につきましては、まだこの 側ということのみで、具体的な場所は、これから道路管理者、市のほうで移設工事が行われる予定でございます。

以上でございます。

委員 街路灯自体は必要なものだと思うので、どこに行ってしまうのかなと思って伺いさせていただきました。前回はバス停の件が何件かあって、今、 さんでいろいろされているんですか。

特定行政庁 バス停の設置計画でございますけれども、 バスにおきましては、まずは利用者の多いバス停から順次設置をしているということでございまして、このたびこちらにつきましては、駅前広場ということもございまして、また、市のほうにも近隣の住民の方々からの要望もございまして、市のほうからも、こちらの 駅駅前広場のバス停の設置については、これまでも要望いたしておいたものでございます。

以上です。

議長 基地跡地が開発されたために乗降客がふえたということですか。この広場はもともとあったんですかね、余り意識はしていなかったですけど。

特定行政庁 こちらの 駅の駅前広場でございますけれども、東京都が事業主ということで都市計画決定されまして、最近駅前広場ということで整備をされたもので、事業主は東京都になってございます。特にこのたびオリンピック・パラリンピックを開催するというのもございまして、隣接する味の素スタジアムについて、また隣接地に現在東京都が施設を建設してございますが、そういったことも契機といたしまして整備をしていくという予定もございまして、また、19ページをお開きいただきますと、こちらの府中基地跡地の部分、外語大学の北側に近隣商業地域で300の80というところがございまして、こちらに現在大型商業施設小売店舗といたしまして、

が建設される予定で、現在事業が進められているところでございまして、こ

ういった駅周辺の土地利用が活性化されるということもあって、このたび バスの
ほうで上屋を設置するというところになったところでございます。

特定行政庁 駅前は、記憶ですけども、平成11年か12年ぐらいだったと思うんです
けども、東京都のほうでスタジアムをつくる際に道路も一緒に整備をされてきまして、
その中で設置をしていただいたという経緯がございます。

議長 この府中基地跡地の中には 大学とか 学校、割と人の集まる施設があるか
ら、バスはそこから利用者がいるわけですね。

特定行政庁 また、当時スタジアムの…。

議長 最寄駅でもあるわけですね。

特定行政庁 そういうことになります。 線で行きますと という駅になります
けども、 線からは。

議長 そこからは歩きで。

特定行政庁 はい歩きで。

議長 ここは歩くとちょっとありますか。

特定行政庁 ちょっとございます。2キロ近くあります。 駅そして 駅、
あちらから当時は直通のバスも出そうかという話もあったんですけど、やはりバスよ
りも 線で、この 駅まで来ていただいて、バスでというところでありまして、
写真を見ていただいても、歩道もかなり広くつくっていただいております。現在は
大だったり 学校、大校がございまして、こちらからの方面の利用者も多い
と。余談になりますけども、ここ 駅周辺の小さなホテルが幾つか点在しておりま
すけれども、そこがかなり埋まっているような状況で、というのは 病院もこ
の 学校の 側にございまして、全国的に のほうには入院患者の方々が全国か
ら来るといことで、お見舞い等でそのホテルを利用しているということでは、ちょ
っと目立たないところではあるんですけども、かなり利用の状況は近年だんだんふえ
ていると、そういった状況でございます。

議長 話はちょっと違うんだけど、この 番の写真に地下道で駅につながっているんで
すか。

特定行政庁 はい、地下通路です。自由通路ということで市が管理している地下通路で
ございまして、駅には直接はつながってはいません。

議長 駅の改札はどこにありますか。

特定行政庁 側だけです。

議長 墓地のほう。 側にはない。

特定行政庁 ないです。先ほど商業施設の の出店にも絡めまして、

と 鉄道と市と3者で、何とかこちらにと。このバス停の上屋も議会からも当然出ていたところなんです、あわせて の改札というところ根強くあるものですから、何とかこの機会に、そこも実現したいというふうに今考えているところではあります。

議長 新しい中心地になりそうな雰囲気ですね。施設がたくさんあるというところからいくと。

特定行政庁 はどうしても車も多くなるかということも想像できますけ

ども、いずれにしても、この北側に3・4・12という都市計画道路も計画がありまして、この四次事業化にも載せて選んでいただいて。

委員 それは事業者は。

特定行政庁 東京都施行です。もう一つ余談になりますけれども、今、改札が 側にあるんですが、市施行で3・4・11号ということで斜めに、19ページの駅に 口で3・4・11というところも整備を今するところでございます。

委員 そうですか、すると四次事業化にも位置づけられた。

特定行政庁 はい、一部。

委員 じゃあ大きく変わりますね。

特定行政庁 まだまだいろいろと課題がございまして、処理場もここに来るというお話もまだ消えてはいないんです。規模は大分縮小になったんですが、 で、何年前か細かいことは覚えてないんですが、 区長さんのほうから溢れてしまうというところで、そこらへんを考えてもらいたいということで、じゃあ にとのお話もあったところでもありますので、それがまだ消えてはいない。縮小にはなってきましたけども。まだ、そういった話もございまして、19ページの地図の 大の 側のどちらかにいうところで、現在は少年サッカー場、野球場ということで使わせていただいているんですが、それが行政境が調布にまたがっておりますので、どこにつくるか。つくるつくらないという判断もまだありますけども、つくるとなると府中市側なのか調布市側なのかとか、まだいろんな課題も、いろいろ抱えている地域ではございます。

委員 20ページの図を見ますと、停留所がほかにも2つあるんですが、これは他のバスの停留所なんですか、これは何なんですか。停留所があと2つございますね、上屋をかけないものが、これは何ですか。

特定行政庁 反対側に、駅前広場の部分の都営霊園側にも1つバス停のマークが確認できるかと思いますが、こちらについては降車スペースということで設置されているのでございます。また、側に四角く表示されていると思いますが、こちらにつきましてはタクシー事業の乗り場でございます。また、当該地の側にもう1つバス停の表示がございます。こちらにつきましては別のバス路線でございます。バスが運営しておりますバスルートでございます、こちらにつきましては町丁目から駅口まで通ずるバス路線が1路線ございます。

以上でございます。

委員 そうしますと、降車側のところには上屋はつけないということですね。だけがやると。

議長 一体でできないですかね。

特定行政庁 にはつかないです。

特定行政庁 にもお願いには行っているんですが。

特定行政庁 にはまだつけていただけないんです。

議長 ほかによろしいでしょうか。

ないようでしたら、第19号議案につきましては、原案どおり同意するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは第19号議案については同意するということにいたします。

続きまして報告事項でございますが、日程第2の「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可」の一括許可の報告ですが、報告第13号につきまして事務局から報告をお願いいたします。

特定行政庁 それでは報告第13号につきましてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で13と示しておりますが、府中市の部で、都立高等学校の側付近です。

25ページをご覧ください。申請者はさんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書です。その他は建築計画

概要記載のとおりでございます。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同意基準の基準1第1号に該当する、管理者の占有許可が得られた水路敷きを介して法第42条第1項第1号道路に接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、法定外公共物占有許可については、当該建築物が除却されるまでの間又は水路部分が建築基準法に規定する道路となるまでの間継続して取得すること。

26ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた部分です。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

27ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。

申請地は幅員2メートル以上の占有許可が得られた水路敷きを介して、幅員4.00メートルの法第42条第1項第1号道路に接しております。

現況写真をご覧ください。写真 は法第42条第1項第1号道路から申請地を見た状況、写真 は申請地 側から申請地前面を見た状況、 は申請地 側から申請地を見た状況、写真 は申請地 側から申請地前面を見た状況です。

なお、本申請につきましては平成28年1月18日付で許可しております。

以上で報告第13号の説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので、委員の皆様から質問等がございましたら、お願いいたします。これ前にありましたね。

特定行政庁 はい。

議長 蓋がかかっていると。

特定行政庁 これ水路はボックスで設置されております。

議長 それでもこうやって決めて2メートル決めて、黄色く塗らなきゃいけない。

特定行政庁 道路管理者のほうに認定してくれという話はするんですが、財産上というか生きている水路に関しては、やっぱり道路区域に認定を入れることはできないということなんです。

議長 ほかによろしいですか。

ほかにないようですので、報告第13号につきましては了承いたします。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。そのほかに何かありますか。

特定行政庁 前回、平成27年12月18日開催の第173回府中市建築審査会において条件付で同意をいただいております第15号議案について、その後の経過について御報告させていただきます。本日お配りしたお手元の資料をご確認ください。

1ページをご覧ください。申請地は府中市 町 丁目 番 の一部で、府中市民陸上競技場の 付近です。

前回の審査会において、2点ご指摘をいただいております。1点目は、バス停留所上屋をできるだけ車道側に寄せることはできないか、2点目は、石製ベンチに人が座ると、ひざ先が出て歩道の通行上支障があるのではないか、について御報告させていただきます。

2ページをご覧ください。変更後の配置図です。1点目の歩道の有効幅員の確保についてでございますが、横断防止柵の撤去、再設置において、横断防止柵を従前計画よりもさらに車道側に寄せ、それに伴い、バス停留所上屋の位置を4センチメートル車道側に寄せております。当初、縁石からバス停留所上屋の柱までの有効距離が37.5センチメートルでありましたが、4センチメートル縮めた33.5センチメートルとしております。また、石製ベンチを当初計画よりも、5センチメートル多く部分撤去することにより、バス停留所上屋の設置位置の変更とあわせて歩道幅員を9センチメートル広く確保し改善しております。

次に2点目の石製ベンチに人が座ると、歩道の通行上支障があるのではないかという点についてでございますが、2ページの左下の図をご覧ください。石製ベンチ上に、「こちらに座るのはご遠慮ください」と表示されたアクリル製のプレートを設置することとしており、ベンチとして利用できないような工夫がなされております。

以上の措置を講じることにより特定行政庁として、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、第15号議案は平成28年1月15日付で許可をいたしております。現在の状況でございますが、2月17日現在で横断防止柵及びバス停留所上屋の設置の工事中でございます。

以上で報告を終わります。

議長 もともと余り広くないところで、少しずつでも融通しながら広くしていこうという努力ですね。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局からその他何かありますか。

事務局 次回の建築審査会の日程についてでございますが、4月15日金曜日、会場は北庁舎3階、第3会議室で午後3時開始とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 以上で第174回府中市建築審査会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時48分

閉 会